

2027年国際園芸博覧会静岡県屋内出展業務
公募型企画提案募集要領

1 目的

2027年国際園芸博覧会に出展し、本県産花きの魅力を国内外に発信する。本業務委託では静岡県屋内展示の計画から施行に関する一連の業務を効果的に実施することを目的とする。

2 業務名 2027年国際園芸博覧会静岡県屋内出展業務

3 委託期間 契約締結日から令和9年9月30日まで

4 展示概要

「静岡県産の花のある暮らしによるウェルビーイングの実現」を表現する効果的な展示で、県産花きの消費拡大につながる内容とすること。

5 業務内容

別添仕様書のとおり

6 契約限度額 14,600千円以内（税込）

7 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案書提出時点までに、静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」及び「イベント」の営業種目に競争入札参加資格を有する者で、かつ今後も競争入札資格を継続することが確実な者であること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者。

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者。

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

8 企画提案参加方法

(1) スケジュール

質問票の提出期限	令和8年4月24日(金)午後5時
参加表明書の提出期限	令和8年5月1日(金)正午
企画提案書の提出期限	令和8年5月14日(木)正午
審査対象者への通知	別途通知
企画提案の実施	令和8年5月22日(金)
採用業者の決定・通知	令和8年5月26日(火)

(上記日程について、応募状況等により変更する場合があります)

(2) 質問の受付及び回答

公募型企画提案募集要領等に対する質問がある場合には、所定の様式(様式1)により提出すること。

質問に対する回答は、随時質問者に対しメールにて回答したうえ、質問票提出期限終了後に一括して静岡県経済産業部農業局農産振興課ホームページ内に公開する。

ア 提出期限

令和8年4月24日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

別紙様式1 質問票によりメールで送付すること。

※メール送付後、必ず電話にて到達確認をすること

ウ 提出先

農産振興課メールアドレス : nousan@pref. shizuoka. lg. jp

(3) 参加表明書の提出

企画提案参加希望者は、所定の様式(様式2)により参加の意思を表明するものとする。

ア 提出期限

令和8年5月1日(金)正午まで(必着)

参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式(様式3)を企画提案書の提出期限までに提出すること。

イ 提出方法

メールで送付すること。

(4) 企画提案書の提出

	提出物	内容	様式
1	企画提案内容	<p>次に掲げる事項について記載すること</p> <p>①屋内展示のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「静岡県産の花のある暮らしによるウェルビーイングの実現」を表現する効果的な展示で、県産花きの消費拡大につながる内容とすること。 ○博覧会協会の示すテーマ、サブテーマとの関連性を示すこと。 ○テーマ設定の考え方（なぜそのテーマにしたか。）を記載すること。 <p>②計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空間構成やPR方法、本県花きの魅力を発信できるデザインの考え方について記載すること。 <p>③県産花きのPR手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制限される面積での効果的なPR方法を記載すること。 <p>④業務スケジュール</p> <p>⑤展示する花材、資材備品の調達、運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○展示スペースに飾る花材、資材の調達先、調達方法、展示を良好な状態に保つための花の入れ替え、運搬方法等について記載すること。 <p>⑥展示イメージスケッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全体が分かるスケッチ等を提出すること。 <p>⑦保険加入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出展物又は来訪者等に対する保険の加入についての考え方を記載すること。 <p>⑧概算見積額（各費目の算定根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金額の上限は14,600千円とする。 <p>※その他、博覧会協会が示すガイドライン等を遵守した内容とすること。</p>	任意 (A4)
2	業務運営体制	委託業務実施のための実施体制及び配置担当者等を記載すること。	任意 (A4)
3	過去実績	過去5年以内に、花や緑に関する展示及びイベントに係る実績を有し、国際イベントに係る企画・運營業務の実績があることを参加の要件とする。該当業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。実績が複数ある場合は、主なものを3つ以内で記載すること。	任意 (A4)

4	参加資格 確認書類	・ 静岡県の入札参加資格があることを確認できる書類 ・ 会社概要（組織、沿革、事業内容等がわかる資料）	任意
5	見積書	見積の総額とその内訳（原材料費、人件費、印刷製本費、 資機材費、諸材料費等）を記載する。	任意

イ 提出期限

令和8年5月14日（木）正午まで（必着）

ウ 提出方法

メールで送付すること。

9 審査対象者の選定

参加表明書を提出した者が5者を超えた場合は、企画提案書による書面審査をする場合がある。

10 採用業者の選定

「2027年国際園芸博覧会屋内出展業務委託選定委員会」において、審査対象者に対し、プレゼンテーション企画提案方式による評価を行い、審査によって採用業者1社を選定する。

(1) 日時及び場所

- ・ 令和8年5月22日（金）に実施
- ・ 集合時間や場所の詳細は、審査対象者にメールで通知する。

(2) 実施方法

- ・ 1社あたりのプレゼンテーション時間は、説明15分以内、質疑10分とする。
- ・ プレゼンテーションはプロジェクターを使用して実施できるものとする（プロジェクター及びスクリーンは会場に設置）。なお、プロジェクターを使用する場合、必要となるパソコンは提案者が持参すること。プロジェクターとパソコンはHDMIで接続する。

11 選定基準

項目	評価内容等
テーマ	「静岡県産の花のある暮らしによるウェルビーイングの実現」を表現する効果的な展示で、県産花きの消費拡大につながる内容であること。
企画提案	適切な展示テーマが設定されている。 目的及び展示テーマに沿った展示内容である。 事業効果が最大限に発揮される企画内容になっている。
業務運営体制	円滑な業務遂行が図られる組織構造となっている。 業務遂行に十分な要員体制が確保されている。 綿密で実現性の高いスケジュールとなっている。 業務量を把握し、業務手順が妥当である。
信頼性・能力	業務実施の着眼点や展開方法などが具体的に示されている。 過去5年以内に、花や緑に関するイベントや類似イベントで同様の業務実績がある。

積算	提案内容に合った適正な積算である。 経費削減の工夫がされている。
----	-------------------------------------

12 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和8年5月26日（火）までに通知する。

13 その他

- ・ 説明会は行わない。なお、過去展示資料等の閲覧を希望する場合は、事前連絡すること。
- ・ 契約の締結は契約書による。
- ・ 委託費には、受託者の旅費、資料の郵送費等一切の附帯費用を含むものとする。
- ・ 次に掲げる場合については、提案を無効とする。
 - ①所定の日時まで提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件やあらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・ 審査結果に係る疑義は一切受け付けない。
- ・ 受託候補者の企画提案書及び成果物（以下「企画提案書等」という。）に係るすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）その他一切の権利は、静岡県に帰属する。
- ・ 本業務の実施は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施にあたっては詳細にわたり発注者と協議の上、内容を決定する。

14 資料提出先

静岡県経済産業部農業局農産振興課花き振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館10階

電話番号：054-221-2679、FAX：054-221-1351、メールアドレス：nousan@pref.shizuoka.lg.jp